



# 球団規約

## 第1条 名称

本球団は浦和軟式少年野球連盟に属し、志木ジュニアベースボールクラブと称する。

## 第2条 事務所

本球団は代表者（総監督）宅に置く。

## 第3条 目的、活動日、参加規定

野球を通じて協調性と忍耐、団体行動の和を学ぶ。

### ・低学年（1～2年生）

①練習日は基本週1回とする。

②2年生以下は安全面を考慮して保護者が送迎を行う。

\*お茶当番なし（積極的なチームへの協力は歓迎します。）

### ・高学年（3～6年生）

①3～6年生の活動日は毎週土、日、祝日とする。

②活動日を優先に考え練習に参加する。

但し、学校行事や冠婚葬祭、体調不良の場合は欠席を認める。

※1.昼当番有り（ボランティア指導者の弁当手配）

※2.練習試合、連盟主催のリーグ戦、大会においてのお茶出し有り

※3.練習時のお手伝い等、チームへの協力は歓迎します。

## 第4条 年間行事

連盟主催のマラソン大会、運動会、リーグ戦、トーナメント戦、野球教室等の参加を最優先に考えて日程調整を行う。

## 第5条 団員資格

- 1、志木市及び近隣に在住の小学生であること。
- 2、スポーツマンとしての自覚を持ち、礼儀正しく挨拶の出来る者とする。
- 3、協調性とチームの和を大切にする者とする。
- 4、練習、連盟行事、合宿等、やむを得ない理由がある場合以外は休まない者とする。
- 5、欠席する場合において、監督に休む理由を明確に伝える事ができる者とする。
- 6、チーム指導、方針に素直に従える者とする。

## 第6条 球団規則

- 1、チーム指定の服装とし、だらしのない着こなしをしない。
- 2、集合時間の10分前には現地に集合する。（時間厳守）
- 3、チーム用具は責任を持って在籍父母が管理する。
- 4、球団の規律や方針、決め事を乱さない。

## 第7条 退団

第5条、第6条に反する者は退団させる場合がある。  
その際、納入した団費は返納しない。

## 第8条 役員

本球団は次の役員を置く。

- ・代表・総監督 1名
- ・ヘッドコーチ 1名
- ・ジュニア監督 1名
- ・コーチ 数名
- ・父母会長 1名
- ・副父母会長 1名
- ・会計 1名
- ・広報 1名

## 第9条 父母役割

- ・子供達が全力で野球が出来る環境作り。
- ・試合の際には審判を依頼する場合がある。
- ・グラウンド設営や整備後片付け、お茶出し等の積極的な参加。

## 第 10 条 団費・運営費

入団金 3000 円

月会費 3000 円

連盟加盟金積立月額 500 円

※1 SJ キッズ卒団生は入団金を免除とする。

※2 兄弟がチームに在籍の場合は入団金を免除とする。

※3 兄弟で同時に入団する場合は 2 人目以降の入団金を免除とする。

※4 兄弟がチームに複数人在籍の場合は 3 人目以降の月会費を免除とする。

但し、連盟加盟金積立月額は納める。

※5 ※2～※4 の入団金・月会費免除は SJ キッズには適用されない。

## 第 11 条 慶弔費

- ・お祝い金 一律 5000 円
- ・香典代一律 5000 円（団員の両親、兄弟に限る）

## 第 12 条 乗り合い遠征時の交通費

- ・連盟内チームの練習場所、または志木市近隣（※）以外の場所へ乗り合いで遠征に行く際は、片道 1 人 1000 円を乗った人が運転手に払う。  
※志木市近隣…志木市、朝霞市、新座市、和光市、富士見市、戸田市、さいたま市桜区・中央区・浦和区・南区
- ・乗り合いで片道 30 キロ以上の遠征に行くときは、高速代として 1500 円をチームから運転手に払う。

## 第 13 条 設立年月日

このチームの設立年月日は、2012 年 7 月 1 日とする。